

令和2年4月1日

株式会社 拓洋

次世代育成支援対策推進法一般事業主行動計画（第3期）

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい職場環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

2. 内容

目標1：所定外労働時間の削減を更に進めるため、次のことを実施する

<対策>

- 令和2年4月～ 所定外労働時間の現況を把握
- 令和2年10月～ 社内検討委員会で全社所定労働時間削減について検討開始
- 令和3年4月～ 改善策の実施
- 令和4年4月～ 改善策の再検証（特に一般貨物自動車運送事業及び建設業）
- 令和6年4月～ 一般貨物自動車運送事業及び建設業の改善策の実施

目標2：育児・介護・看護休業及び休暇を取得しやすい環境作りのため次のことに取り組む

<対策>

- 令和2年4月～ 制度の内容等について社内に掲示し周知をすると共に、具体的なニーズを調査し、より良い制度化に努める